平成２３年（フ）第６５８９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字西平1203番地
債務者　株式会社ハイネット都幾川
代表者代表取締役　関和　光広
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　　茂
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３５号
静岡県浜松市北区細江町中川4435番地の２
債務者　株式会社エヌオー技研
特別代理人　山本　晃久
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒柳　安生
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
富山市本郷新70番地１、商業登記簿上の本店所在地富山市本郷新70番地３
債務者　株式会社新久
代表者取締役　久保　　守
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　一三
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
富山県中新川郡立山町蔵本新600番地、商業登記簿上の本店所在地富山市上飯野新町３丁目128番地
債務者　株式会社富山電研
代表者代表取締役　長田　義満
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大浦　清和
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時30分
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
島根県浜田市旭町丸原380―15　島根あさひ社会復帰促進センター内、住民票上の住所福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目９番８―901号
債務者　上野　裕也
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１２号
岐阜県高山市下岡本町1382番地
債務者　野村　泰久
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
最後の住所　釧路市鶴ケ岱２丁目１番１号
債務者　被相続人亡塚田渥相続財産
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲澤　　優
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後１時30分
釧路地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１７９号
埼玉県入間郡毛呂山町南台１丁目２番地15
債務者　内田佐知子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２２号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目９番27号　サニーコーポ202
債務者　茂木　　清
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２号
宮城県登米市迫町佐沼字寺浦１番地28
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２４０号
仙台市青葉区柏木１丁目５番35号　仙台つばさ荘203
債務者　沼田富美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
仙台市太白区茂庭字人来田西65番地の６
債務者　大友　昭博
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
神戸市灘区六甲台町10番９―201号、従前の住所神戸市灘区赤坂通８丁目10番12号ジークレフ赤坂山手203号
債務者　濱村　康二
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７５号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目４番５号
債務者　吉本建設こと　吉本　昭二
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
佐賀県鳥栖市幸津町1374番地
債務者　酒井　利広
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６号
佐賀県鳥栖市幸津町1374番地
債務者　酒井眞奈美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係